

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

平成 29 年 12 月 12 日

I. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「事故」という。）から 6 年 9 か月が経過した。帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、福島県の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

風評の払拭については、これまでの取組により一定の成果を上げているものの、福島県産農林水産物の全国平均価格との乖離や教育旅行をはじめとした観光業の不振など、今もなお風評被害が根強く残っている。また、学校における避難児童生徒へのいじめなど、原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別が発生している。

このような科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別は、福島県の現状についての認識が不足してきていることに加え、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果等が十分に周知されていないことに主たる原因があると考えられる。このことを国は真摯に反省し、関係府省庁が連携して統一的に周知する必要がある。その際、被災者とのリスクコミュニケーションに加え、この経験を活かしながら、国民一般を対象としたリスクコミュニケーションにも重点を置くこととする。国は被災者の思いや置かれた状況を忘れず、「知ってもらい」、「食べてもらい」、「来てもらう」ことによって、国民一人ひとりにその思いを共感してもらうべく、全力を尽くすことが必要である。

この際、健康影響への評価については、①放射線はその有無ではなく、量的に考える必要があること、②現在、福島県では放射線の安全性が確保されていること、③世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、福島県産食品及び飲料水の安全は確保されていること等を発信し、個々人の安心感の醸成にしっかりとつなげていくことに留意する必要がある。また、我が国の食品等に対して輸入規制を課している国・地域へもこれらの情報を発信していく必要がある。

このような問題意識を踏まえ、復興大臣のリーダーシップの下、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」が設置した「風評払拭・リスク強化戦略策定プロジェクトチーム」を構成する関

関係府省庁が、これまでのリスクコミュニケーション対策の総点検を行った上で、有識者の意見を聴取し、専門家の間で共通している最新の科学的知見等を踏まえ、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を以下のとおりとりまとめた。

関係府省庁においては、本戦略に基づき、産業・生業の再生の大前提であり、被災者が安心して生活を送るためにも必要な風評払拭に全力で取り組むこととする。なお、その際、福島県以外の被災地への風評にも配慮しつつ取り組む必要がある。

また、取り組んだ内容については、的確なフォローアップを行い、より効果的な施策の実施につなげることとする。

Ⅱ．強化内容

1. 知ってもらう（放射線に関する正しい知識の理解と誤解の払拭）

（１）伝えるべき対象

- ①児童生徒及び教師等教育関係者
- ②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者
- ③広く国民一般

【対象とする理由】

被災児童生徒へのいじめの問題をはじめとした原子力災害に起因するいわれのない偏見や差別の背景には、放射線に関する正しい知識の理解の欠如と福島県の現状に対する認識不足がある。こうした認識不足による誤解は、時間の経過とともに固定化していくおそれがあることから、これまで放射線に関する情報に接することが少なかった地域の住民を含め広く国民一般に対して早急に情報の発信が必要である。

特に、価値観の礎となる児童生徒への教育では、正しい知識を持った教師等が授業で使いやすく、児童生徒が分かりやすいコンテンツを基に正確な情報を伝える必要がある。

また、これから子供を持つ妊産婦を含めた保護者への情報発信も重要であり、子供の健康影響等に関する情報を強く求めている妊産婦等にも確実に正しい情報を届ける必要がある。

（２）伝えるべき内容

①放射線の基本的事項及び健康影響

- (a) 人の身の回りには日常的に放射線が存在し、日常生活において放射線被ばくをゼロにすることはできない¹。

※人工の放射線と自然の放射線とでは、人体への影響に違いはない。

- (b) 放射線はうつらない。

- (c) 放射線被ばくをした場合、子供への遺伝性影響が出ることはない。

※原爆での事例を含め多くの調査においても、放射線被ばくに起因するヒトへの遺伝性影響を示す根拠は報告されていない²。

- (d) 放射線による健康影響は、放射線の「有無」ではなく「量」が問題となる³。

※放射線は五感で感じられないが、容易に測定することができる。

(e)放射線による発がんリスクの増加は、100～200 ミリシーベルトの被ばくをした場合であっても、野菜不足や高塩分食品摂取による発がんリスクの増加に相当する程度である⁴。

※ヒトの集団を対象としたこれまでの種々の調査では、100 ミリシーベルトを超える線量の被ばくで、がんによって死亡するリスクが上昇することがわかっている⁵。

※日本人が自然放射線により日常的に受ける年間の被ばく線量は、平均 2.1 ミリシーベルトである⁶。

※日本人が医療行為（レントゲンやCTスキャン等）で受ける年間の被ばく線量は、平均 3.9 ミリシーベルトである⁷。

※1 kgあたり 100 ベクレルのセシウム 137 を含んだ食品を食べて1 ミリシーベルトの被ばくをするためには、約 770 kg の食品を食べなければならない（成人の場合）⁸。

※現在、国際放射線防護委員会（ICRP）は、平時における公衆の追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルトを超えないことを勧告しているが⁹、ヒトの集団を対象とした研究では、1 ミリシーベルトを少しでも超える線量の被ばくが、がんのリスクを増加させるという知見はない。

※空間線量率から推定される被ばく線量は、住民の行動様式や家屋の遮へい率を一律に仮定（365 日毎日、屋外に 8 時間、屋内に 16 時間滞在し、家屋による放射線の遮へい率を 60%と仮定）していることなどの要因により、個人線量計等を用いて直接実測された個々人の被ばく線量（個人線量）の測定結果とは異なることが知られている。この仮定では、例えば空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルトであった場合に、年間の追加被ばく線量は 1 ミリシーベルトに相当することになる¹⁰。しかしながら、平成 24 年の南相馬市での調査では、個人線量計を用いた個人被ばく線量の実測値は、空間線量率から推定される計算値と比べて平均で 3 分の 1 に留まったことが報告されている¹¹。

※1 ミリシーベルトの外部被ばくと、1 ミリシーベルトの内部被ばくは、健康への影響の大きさは同等とみなせる。

(f)事故による放射線被ばくの健康影響は証明されていない。

i)福島県による県民健康調査において推計された外部被ばく線量では、放射線による健康影響があるとは考えにくいと評価されている¹²。

※県民健康調査では、事故後 4 か月の外部被ばく線量は 99.8%が 5 ミリシーベルト未満と推計している¹³。

ii)福島県は、内部被ばく検査を行った結果、健康に影響が及ぶ数値ではないと評価している¹⁴。

※福島県が平成 23 年 6 月から平成 29 年 9 月までに実施したホールボディ・カウンタ（WBC）を用いた内部被ばく検査での預託実効線量は、99.99%が 1 ミリシーベルト未満と推計している¹⁵。

iii)事故当時胎児であった子供において、先天異常の発生率の上昇は認められていない¹⁶。

iv)原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、

- ・ 事故による被ばくによる死亡や身体的機能への重大な影響等（急性放射線症候群、脱毛等）は確認されていない、
- ・ 今後、がんの発生率に識別できるような変化はなく、被ばくによるがんが増加することも予想されない、
- ・ 福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように放射線による多数の甲状腺がんの発生を考える必要はない、

と結論付けている¹⁷。

※福島県以外の 3 県（青森県、山梨県、長崎県）における甲状腺結節性疾患有所見率等調査（平成 24 年度環境省実施）と、福島県による甲状腺検査は、ほぼ同様の結果と評価されている¹⁸。

※東日本大震災における震災関連死のうち、福島県における避難所等への移動やそこでの生活に係る肉体・精神的疲労が原因と考えられる死者数は約 4 割となっており、事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる¹⁹。

(g)事故とチェルノブイリ原子力発電所事故とは異なる。

i)チェルノブイリに比べ放出された放射性物質の量は 7 分の 1 である²⁰。

ii)避難指示²¹や出荷制限²²など事故後の速やかな対応によって、放射性物質が住民の体内に取り込まれた量は非常に少ない²³。

(h)福島県内の空間線量率は事故後 6 年で大幅に低下しており、全国や海外主要都市とほぼ同水準となっている²⁴。

※東京電力福島第一原子力発電所から半径 80 km 圏内の航空機モニタリングによる地表面から 1 m の高さの空間線量率は、約 71%の減少となっている（平成 23 年 11 月と平成 28 年 10 月で比較）²⁵。

※日々の生活の場における面的除染はほぼ完了（平成 29 年 3 月末時点）。また、除染が実施された地域では、空間線量率が大幅に低減している²⁶。

※世界では、自然放射線による被ばく線量が年間 5 ミリシーベルトを超える地域に 1000 万人以上が居住している²⁷。

②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

(a)福島県産の食品及び飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全が確保されている²⁸。

(b)日本の食品及び飲料水の放射性物質の基準は、世界で最も厳しい水準となっている。

※安全側の仮定に立って、一般食品では100ベクレル/kg、飲料水では10ベクレル/kgなどの非常に厳しい基準を設定している²⁹。

(c)福島県において、現在、基準値を超える食品及び飲料水はほとんどない³⁰。特に、福島県産米については、平成27年産米以降、基準値を超過したものはなく、畜産物は平成24年12月以降、海産魚介類は平成27年4月以降、基準値以内である。なお、検査により基準値超過が確認された場合は、市場に流通しないよう必要な措置がとられている。

※福島県内で生産管理された農林水産物においては、平成27、28年度で基準値を超過するものはなかった（検査年度ではなく生産年度の場合）³¹。

※野生のきのこ・山菜類、野生鳥獣肉、河川・湖沼の魚類では基準値を超過したものも見られるが、検査により基準値超過が確認された場合は、市場に流通しないよう必要な措置がとられている³²。

※飲料水については、平成24年4月以降、基準値を超過したものはない³³。

③復興が進展している被災地の姿

復興に向けて前向きな取組を行う人々の姿や実際に被災地においてのハード・ソフト面の復興が進んでいる状況を、風評払拭につながる形で発信する。

④東京電力福島第一原子力発電所等に関する情報

東京電力福島第一原子力発電所の現状について正確な情報が伝わっていないことによって、福島県の現状等に対する不安が拭えない場合もある。そのため、廃炉・汚染水対策については、世界の叡智・技術を結集しつつ、国が前面に立って安全かつ着実に進めていることについて、関係府省庁における発信媒体の性質などを踏まえ、必要に応じて簡潔に分かりやすい情報発信を行う。

(3) 発信の工夫

情報発信にあたっては、対象に応じたコンテンツの作成と広報媒体の選択を行うとともに、次の事項に留意するものとする。

①簡潔な表現

上記「(2) 伝えるべき内容」をその重要度の高いものからシンプルに発信する。

②客観的な情報発信

放射線に関する正しい知識をより広い視野から理解できるよう、客観的な情報の発信を行う。

(a) データの全国・国際比較等により、福島県の状況を相対的に理解できる情報を発信する。

(b) 化学物質など放射線以外のリスクを示しつつ、放射線リスクを相対化して発信する。

※例えば、能動喫煙・受動喫煙や大量飲酒等の発がんリスクについても発信する。

(c) 福島県における低線量被ばくに相当する放射線量を視覚的、感覚的にスケール感が分かりやすい形で発信する。その際、発がんリスクの増加、医療被ばく、自然放射線等に相当するそれぞれの放射線量と比較して説明する。

※福島県内ではマイクロシーベルトを単位とした1時間当たりの空間線量率に関する情報発信が多いことに留意し、福島県における情報発信の際にはマイクロシーベルトを併記する等の工夫を行う。

(d) 国連食糧農業機関（FAO）や UNSCEAR など国際機関をはじめとした信頼されている第三者機関による発信を活用する。

③表現の工夫

放射線に関する科学的な説明は難解になりがちであることから、次のような工夫を積極的に取り入れることとする。

(a) 受信者目線で印象に残る工夫を凝らす（例えば、サイドストーリーとともに発信するなど）。

(b) 放射線に関する情報発信のみを行うのではなく、食品リスク、発がんリスク、防災、子育て等の情報と一体的に発信する。

(c) 未だ解明されていない点については、必要十分な表現を心掛ける。

（例えば、年間 100 ミリシーベルト以下の被ばくは、他の要因による発現の影響によって隠れてしまうほど発がんリスクが小さ

- いにもかかわらず、単に「健康影響は未だ結論が出ていない。」とだけ記載すると、かえって不安を煽ることになりかねない。）
- (d) 固い表現でなく、親しみやすい表現とするとともに、マンガ、アニメーション、動画など親しみやすいコンテンツを作成する。
 - (e) 情報発信を行う際に活用しやすいコンテンツを作成する。
 - (f) 形式にとらわれず、魅力あるコンテンツを作成するディレクターを活用するなどクオリティの高いコンテンツの作成を目指す。

④メディアミックス

一般の国民を対象とする情報の発信は、各世代、地域、関心事項等に合わせて、インターネット、テレビ、SNS等を活用したメディアミックスにより効果的に行う。

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

本戦略に基づき、(3)までに記載した事項について効果的に実施するため、以下の取組を行う。

①放射線教育

福島県内だけでなく、県外の児童生徒にもしっかりと伝えるべき内容が伝わるような「仕組み」をつくる。

- (a) 放射線副読本については内容及び構成を見直す。また、いたずらに不安を煽る曖昧な表現は避けるとともに、児童生徒がしっかり理解できるように小問題を入れるなどの工夫を行う。
- (b) 放射線副読本の使用にとどまらず、児童生徒に具体的に伝わるように以下の取組を行う。その際、教師等教育関係者や保護者へも伝わるよう工夫を行う。
 - i) 出前授業や教師・教育委員会職員への研修は規模を拡充し、改訂した放射線副読本を具体的に使用するとともに、個々の教師が授業で使いやすいコンテンツの開発を行う。その他、放射線教育に対する教育委員会への理解を求める取組を進める。
 - ii) 原子力災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成するため、理科、社会、技術・家庭、保健体育などの各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動において放射線に関する教育を行う。具体的には、当該教育におい

て国が副読本や指導資料等の参考資料を作成・共有するに際しては、放射線に関する情報やモデル事例を記載する。また、放射線に関する教育においても主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進に取り組む。さらに、例えば食の安全や、がん、災害などを授業等で取り扱う際に、放射線に関しても併せて扱うなどの工夫を促す。

iii) 保護者等にも放射線教育を理解してもらえる取組を進める。その際、親子による放射線副読本の活用を促す工夫を施したり、教師への研修等の機会を通じて、授業参観等における放射線教育の実施を促す工夫を行う。

iv) 福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」をはじめとした放射線教育関連施設への訪問の促進、教育委員会を通じた全国の博物館等への放射線教育に関する情報提供の実施、コミュタン福島が保有する放射線教育コンテンツの国立科学博物館等における活用の検討など、課外活動や学校外活動を通して放射線の正しい知識に触れられる機会を増加させるよう工夫する。

(c) 放射線教育を促進する大前提として、いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、事故によって避難したことを理由とする「いじめ」も同様であることを改めて徹底する。

②妊産婦及び乳幼児の保護者への情報発信

子供の健康影響等に関する情報を強く求めている妊産婦や乳幼児の保護者に対しては、母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の機会に、自治体や病院を通じて、パンフレット等を活用した情報発信を行う。また、自治体並びに保育所、幼稚園及び認定こども園を通じて、乳幼児の保護者に正しい情報が伝わるよう工夫する。

③教育現場の外も含めた研修等

全国の自治体等の新任職員等を対象とした研修や児童生徒・保護者、教師等を対象としたセミナー、NPO 等と連携した車座集会について充実・強化を図る。また、経済団体等に対し放射線に関する研修等の実施を要請する。

④被災地と連携した情報発信

被災地の現状等についての正しい理解を促進するため、以下の取組を行う。

- (a)被災者の生の声を全国メディア等に届けることにより、被災地の現状・課題や復興に向けて取り組んでいる姿を直接伝える。
- (b)県外避難者に、福島県を訪問し、現状を理解してもらう取組を行う。

⑤これまでに蓄積されたデータの継続的・効果的な発信

空間線量率や食品及び飲料水中の放射性物質に関する検査等のデータについて、関係府省庁において、分かりやすくかつ継続的に発信を行う。

⑥広く国民一般への情報発信

- (a)各世代、地域、関心事項等に合わせて、インターネット、テレビ、SNS等を活用したメディアミックスにより効果的に情報発信を行う。あわせて、その効果の検証も行う。
- (b)自治体等において、関係府省庁のパンフレットを活用するなど、情報発信を行う。

(５) 被災地の不安払拭に向けた取組

(４)までに記載した国民一般に向けた「知ってもらう」取組に加えて、被災地においても、放射線の問題によって生活上の不安等を抱える住民がいることから、地元においてもしっかりとした安心感を持てるようにすることが重要である。被災者及び被災地で活動する事業者等について、対象のニーズに応じた双方向のリスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細やかに実施することが必要である。

①相談員等による相談対応の強化

直接住民等の相談に応じる相談員等がより円滑に活動できるよう、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」（以下「相談員支援センター」という。）を中心として、関係府省庁等が連携し、相談員等が説明に必要とする情報ニーズを収集するとともに、好事例の共有などを行い、住民目線で分かりやすい形での情報提供を効果的に行う。また、相談員等と放射線の専門家やその他支援機関との連携強化

を行う。これら情報提供や連携強化に向けて、相談員や自治体・県・国が参画する新たな連携強化の枠組みを創設する。

さらに、行政は相談員や被災者の情報ニーズのくみ上げを積極的に行い、取組の改善を行うとともに、その成果を必要に応じて県外へも展開する。

②東京電力福島第一原子力発電所に関する情報の適切な共有

東京電力福島第一原子力発電所に関して、相談員支援センター等を活用し、相談員に積極的にタイムリーな情報を共有することで、住民の関心や疑問の把握を行うとともに、相談員等を通じた情報提供を行い、双方向のコミュニケーションの充実を図る。

③放射性物質対策を基盤とした環境再生に至る理解促進

被災地において、除染による線量低減効果等の結果、避難指示が解除され、地域社会がどのように再生に向かっているのか一連のつながりの流れで理解できるように、環境再生プラザ等による情報発信を強化する。

④現地事業者への適切な情報共有や働きかけの強化

福島県における事業活動において、放射線不安を理由として、避難指示が解除された地域での事業活動に支障をきたすことのないよう、業界団体や個別事業者等に対する正確な情報提供や説明を強化する。

2. 食べてもらう（農林水産物の風評の払拭）

（１）伝えるべき対象

- ①小売・流通事業者
- ②消費者
- ③在京大使館、外国要人及び外国プレス
- ④在留外国人及び海外から日本に来ている観光客

【対象とする理由】

小売・流通事業者が福島県産農林水産物の安全性に関する理解を一層深め、適切な消費者対応ができるようになることは、福島県産農林水産物が適正な評価を受けて取り扱ってもらう上で必要なことである。

一方、消費者の福島県産農林水産物を応援したい、購入したいという気持ちを実際に購買活動に結び付けることも重要である。

また、未だに輸入規制を課している国・地域に対しては、引き続き緩和・撤廃への粘り強い働きかけが重要である。さらに外国プレス等を通じて幅広く説明し外国の国民に理解してもらうことも必要である。加えて、草の根・口コミによる発信も効果的であり、在留外国人や海外から日本に来ている観光客も対象とすることが有効であると考えられる。

※福島県産を中心とする日本産農林水産物の輸入を規制していた国・地域のうち、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン等 26 か国が規制を完全撤廃し、また、米国、ニューカレドニア、UAE、レバノン、ロシア等で規制緩和が進展。EU については平成 29 年 11 月、放射性物質に係る日本産食品の輸入規制の改正規則案（福島県産のコメが規制対象品目から除外等）が欧州委員会において採択され公布された（12 月 1 日から施行）。(平成 29 年 12 月現在) ³⁴

（２）伝えるべき内容

①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」

福島県産品の取扱いや購買行動に結びつける大前提として、福島県産品の「魅力」や「美味しさ」を伝えることが必要。

※福島県は、南関東一都三県よりも面積が広く、南北に延びる奥羽山脈と阿武隈高地によって、浜通り、中通り、会津地方に区分されるが、冬季温暖で日照時間が長い浜通り地方から、気温の日較差の大きい会津地方に至るまで、それぞれの特徴を生かした地域性豊かな農林水産業が営まれている。

※福島県の占める全国順位（収穫量ベース）を見ると、米稻が全国 7 位（平成 28 年）、きゅうりが全国 4 位（平成 28 年）、モモが全国 2 位（平成 28 年）であるなど、多くが上位に位置している³⁵。

※美味しさとしては、平成 28 年産の浜通り・中通り・会津産コシヒカリが特 A ランクに位置付けられている³⁶。モモについては、産地が中通りの盆地に形成されており、夏特有の暑さにより凝縮された甘さがある。特に、県内のモモ生産量の約半分を占める品種「あかつき」については、桑折町産が平成 6 年から 24 年連続で皇室への献上品に選ばれている³⁷。

②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

(a) 福島県産の食品及び飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全が確保されている³⁸。

(b) 日本の食品及び飲料水の放射性物質の基準は、世界で最も厳しい水準となっている。

※安全側の仮定に立って、一般食品では 100 ベクレル/kg、飲料水では 10 ベクレル/kg などの非常に厳しい基準を設定している³⁹。

(c) 福島県において、現在、基準値を超える食品及び飲料水はほとんどない⁴⁰。特に、福島県産米については、平成 27 年産米以降、基準値を超過したものはなく、畜産物は平成 24 年 12 月以降、海産魚介類は平成 27 年 4 月以降、基準値以内である。なお、検査により基準値超過が確認された場合は、市場に流通しないよう必要な措置がとられている。

※福島県内で生産管理された農林水産物においては、平成 27、28 年度で基準値を超過するものはなかった（検査年度ではなく生産年度の場合）⁴¹。

※野生のきのこ・山菜類、野生鳥獣肉、河川・湖沼の魚類では基準値を超過したものも見られるが、検査により基準値超過が確認された場合は、市場に流通しないよう必要な措置がとられている⁴²。

※飲料水については、平成 24 年 4 月以降、基準値を超過したものはない⁴³。

(d) 食品及び飲料水中の放射性物質に関する検査結果は、すべて公表されている。

※検査結果は、厚生労働省が取りまとめ、ホームページにて公表している⁴⁴。

(e) 日本での放射性物質に関する対策については、国際原子力機関（IAEA）をはじめとした国際機関からも評価されている⁴⁵。

(f) 平均的な食生活で、食品中の放射性セシウムから人が1年間に受ける放射線量は最大でも1ミリシーベルトの0.14%であった(平成28年9～10月調査)⁴⁶。

※毎年2回、マーケットバスケット調査を実施して確認している。

(g) 日本では、事故の発生国であることを踏まえて、海外の基準値よりも条件設定を厳しく行っていた。

※規制値相当の放射性物質を含む食品の割合(占有率)はコーデックス委員会が10%に対して日本が50%と厳しく仮定している⁴⁷。

※日本は、食料自給率が40%(カロリーベース)であることを踏まえて国産率を50%、また国産品は100%が汚染されていると仮定して、基準値を算出している⁴⁸。

③生産段階での管理体制

(a) 生産現場では、農畜産物の安全を確保するため、放射性物質の吸収抑制対策等の取組を行っている。

※カリウムの追加的な施肥による水稻等への吸収抑制対策、樹体洗浄や粗皮削りによる放射性セシウムの低減対策等⁴⁹。

(b) 福島県では、農業者及び農業者団体による第三者認証GAP取得に向けた取組を行っている。

※GAP(農業生産工程管理)等の認証を取得することにより、安全な農産物を求める消費者、流通業者に対し、農産物の安全確保の取組を客観的に示すことが可能となる⁵⁰。

④福島県における地産地消率の回復

福島県の学校給食における地場産物利用割合は、東日本大震災前(平成22年度)の9割程度まで回復している(平成28年度)⁵¹。

※学校給食における地場産物利用割合は福島県では32.3%⁵²となり、全国平均の25.8%⁵³を大きく上回っている。

⑤放射線の基本的事項及び健康影響

小売・流通事業者については、食品及び飲料水の安全性に加え「1. 知ってもらう(2) 伝えるべき内容①放射線の基本的事項及び健康影響」の内容を理解してもらう必要がある。

⑥福島県産品を購入できる場所

首都圏等における、福島県や農業関係団体等が主催する福島県産品のフェア等の開催情報や、福島県産品の販売スペースを常時確保している店舗の情報を発信する。

⑦東京電力福島第一原子力発電所に関する情報

東京電力福島第一原子力発電所や周辺環境の改善状況について、関係府省庁における発信媒体の性質などを踏まえ、必要に応じて簡潔に発信する。

(3) 発信の工夫

①福島県産品の利用・販売促進

- (a) 福島県産品の販売促進の観点からは、福島県産品の「魅力」や「美味しさ」を発信することが最も重要である。加えて、福島県産品を取り扱う小売・流通事業者に対しては、消費者に説明する立場でもあることから安全性の発信も併せて行う必要がある。
- (b) 福島県産品を実際に手に取ってもらい、食べて感じることを通じて、福島県産品の「魅力」や「美味しさ」のみならず、食品及び飲料水の安全性も理解してもらえるようなシンボルとなるもの（モモ等）を設定し、発信する。

②国内に向けた情報発信

- (a) 放射性物質の基準値の国際比較を行い、福島県を相対化した情報を発信する。
- (b) 放射線に関する情報発信のみを行うのではなく、食品リスク等の情報と一体的に発信する。
- (c) 未だ解明されていない点については、必要十分な表現を心掛ける。
- (d) 福島県産農林水産物の放射性物質検査の結果について、継続的に発信するとともに、受信者目線で分かりやすい工夫を行う。
- (e) 食品及び飲料水の安全性について、インターネット、テレビ、電車等における動画広告や新聞広告等のメディアミックスを活用して発信する。

③国外に向けた情報発信

- (a) 放射性物質の基準値の国際比較を行い、福島県を相対化した情報を発信する。
- (b) FAO や IAEA 等の国際機関をはじめとした信頼されている第三者機関による発信を活用する。

※平成 29 年 5 月、来日中のグラツィアーノ FAO 事務局長は、「この困難な状況に直面して、日本政府は非常に協力的で非常に透明性がある・・・(福島県産食品に関し)現時点では、その食品の安全性に懸念を示す如何なる理由も見当たらない・・・モニタリングシステムも整っており、国際的なプロトコルが遵守されている」と述べた⁵⁴。
- (c) 輸入規制の緩和・撤廃に向けて、首脳・閣僚等によるハイレベルな国際交渉のみならず、各種招聘や被災地への訪問ツアー、ホームページや SNS の活用により、「草の根」レベルから食品及び飲料水の安全性を発信する。
- (d) 草の根・ロコミによる発信を期待し、在日外国人商工会等日本で活動する団体の活用を検討する。

(4) 風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①福島県産品の利用・販売促進

- (a) 関係府省庁は連携して、福島県産品の利用について、経済団体、都道府県、学校関係者等へ要請を行う。
- (b) 関係府省庁において、「全閣僚が復興大臣」の精神でそれぞれ創意工夫を行い、食堂・売店において、積極的に福島県産品を利用・販売する。また、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的に PR を行う取組も実施する。
- (c) 施策を進めるに当たっては、福島県以外の被災地産品の利用・販売促進にも配慮し、取り組むものとする。
- (d) 関係府省庁は連携して、福島県産品のブランド力を強化し、取引を活発化させるため、農林水産物に関する販路開拓や新規開拓の支援を行う。
- (e) 関係府省庁と福島県、農業関係団体等で構成する「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」を通じ、首都圏等でのフェア開催情報等を取りまとめ、ふくしま応援企業ネットワークと連携し、福島県産品を買える場所として発信する。

②福島県産農林水産物等の流通実態調査とその結果に基づく措置

改正福島復興再生特別措置法（平成 29 年 5 月 19 日公布・施行）において、福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講じることを位置付けた。

調査結果等も踏まえ、福島県産品の利用・販売促進に取り組むだけでなく、小売・流通事業者が福島県産農林水産物の安全性に関する理解を一層深め、消費者からの問合せ等に適切に対応できるよう、関係機関が連携して、小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供等を行う。

また、小売・流通事業者が福島県産農林水産物の安全性のみならず、放射線に関する正しい知識も含めて理解できるよう、関係府省庁が連携して取り組む。

③輸入規制の緩和・撤廃に向けた外交ルート等による働きかけ

- (a) 外国要人との会談等において、首脳・閣僚等ハイレベルで規制の緩和・撤廃を申し入れる。
- (b) 各国・地域の事情に応じ、在外公館からの発信や、先方政府当局に対し申入れを実施する。
- (c) 外国輸入規制当局者を招聘し、関係府省庁との意見交換や、福島県の視察等を実施する。
- (d) 国際会議、展示会等あらゆる機会を捉えて正確かつ最新の情報を発信する。
- (e) 客観的根拠に基づかない誤った情報については、政府関係機関が緊密に協力し、毅然かつ冷静に対応を行う。

④輸入規制の緩和・撤廃に向けた「草の根」からの働きかけ

- (a) 多言語によるパンフレット、Q&A、アニメーション、動画等を活用し、食品及び飲料水の安全性等を発信する。
- (b) 外国人ブロガーによる現地訪問や試食・取材等を通じて福島県の食の魅力を発信する。
- (c) バックパッカーの集まるゲストハウス等外国人観光客が集まる場所において広報パンフレット等を活用した積極的な P R を実施する。

- (d) 外国プレスを招聘して現地ツアー等を実施し、実際に福島県の今を「見て」「食べて」「感じる」ことで、食品及び飲料水の安全性等の理解の促進を図る。
- (e) 在留外国人から福島県産食品及び飲料水の安全性を出身国へ発信してもらえるよう、在留外国人への食品及び飲料水の安全性等の理解の促進を図る。
- (f) 独立行政法人国際交流基金（JF）による文化交流や独立行政法人国際協力機構（JICA）のボランティア派遣隊員による情報発信を活用し、食品及び飲料水の安全性等を発信する。

⑤食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進

- (a) 福島県に限らず、全国の大消費地において、各地で食品中の放射性物質に係る意見交換会や研修会を行うことに加え、多くの子供とその保護者が集まるイベント会場等の活用により、食品中の放射性物質について理解増進を図る。
- (b) 食品中の放射性物質に関して、パンフレット以外に動画コンテンツ等を活用することにより、消費者へより分かりやすい情報提供を行う。
- (c) 福島県産農林水産物等の安全性に関する消費者意識の実態調査について、客観的情報を与えた場合との比較調査を行うなど工夫し、風評を惹起しない観点からの見直しを行う。

3. 来てもらう（観光業における風評の払拭）

（１）伝えるべき対象

- ①教師、PTA 関係者及び教育旅行関係の旅行業者
- ②海外から福島県への潜在的な観光客、インバウンド関係の旅行業者、外国プレス及び在留外国人
- ③県外から福島県への潜在的な観光客

【対象とする理由】

教育旅行については、人泊数・校数とも震災前の水準を依然として下回っており、福島県の風評被害の典型例として取り上げられることが多く、その対策が急務である。特に、修学旅行等の教育旅行の実施を検討する主体である教師及び教育旅行のツアーを企画する旅行業者に対し、情報発信を行うことが重要である。また、保護者が教育旅行の行き先を福島県とすることに反対する事例があることから、PTA 関係者の理解を促すことが必要である。さらに、東北地方、特に福島県はインバウンドが低調であることから、潜在的な外国人観光客に情報発信をすることが求められ、また、草の根からの発信が有効であるとの観点から外国プレス及び在留外国人も対象とすることが必要である。

これら重点的な対象のほかにも県外からの観光客に対する情報発信が必要である。

（２）伝えるべき内容

①福島県の旅行先としての「魅力」

福島県には、歴史や自然に加え、東日本大震災、防災・減災、再生可能エネルギー等、事故を経験した福島県ならではのコンテンツがあること。

※福島県には、東日本大震災による地震・津波被害のみならず、事故を経験した土地でしか学ぶことができないコンテンツが多く存在している。福島県では、復興に向け挑戦する「人（団体）」との出会いや「福島県のありのままの姿（光と影）」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう「ホープツーリズム」を実施している。

②福島県における空間線量率や食品等の安全

- (a)福島県における空間線量率は、全国や海外の主要都市、代表的観光地とほぼ同水準となっており、福島県内に滞在しても健康上の

- 影響はないこと（必要に応じて、「1. 知ってもらう（2）伝えるべき内容①放射線の基本的事項及び健康影響」を伝える。）。
- (b) 福島県産食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全が確保されていること（必要に応じて、「1. 知ってもらう（2）伝えるべき内容②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準」を伝える。）。

③海外向けのコンテンツ

上記の①、②に加えて、外国人観光客等には以下の情報を発信する必要がある。

- (a) 福島県の現在の避難指示区域は県全体面積の約 2.7%であり、それ以外の大部分の区域では通常の生活が可能であること
※福島県の県土面積は、北海道、岩手県に次いで全国 3 位の広さを有する。
- (b) 福島県では、約 200 万人が通常の生活を送っていること
- (c) 福島県内の空間線量率の海外との比較
- (d) 福島県に関する情報に加えて東北・関東周遊に関する情報

④教育旅行を実施する県外の学校等への福島県による支援策

教育旅行を実施する県外の学校や合宿を実施する団体に対し、その移動に係るバス経費等の交通費や宿泊費等の一部を福島県が補助する支援制度があること⁵⁵。

⑤東京電力福島第一原子力発電所に関する情報

東京電力福島第一原子力発電所の現状について、関係府省庁における発信媒体の性質などを踏まえ、必要に応じて簡潔に発信する。

（３）発信の工夫

①教育旅行関係者への発信

- (a) 「ホープツーリズム」等を通じて主体的・対話的で深い学びが可能なことを発信する。
- (b) モニターツアーに参加した生徒等の生の声を伝える。
- (c) PTA 関係者向けに、これまで多くの生徒等が福島県を訪問していることについて発信する。

- (d) 教育旅行の各種パンフレットを整理するなど、現場の使い勝手も踏まえた発信の工夫を検討する。

②海外の居住者（潜在的な旅行者層）への発信

- (a) 「3. 来てもらう（2）伝えるべき内容①福島県の旅行先としての「魅力」～③海外向けのコンテンツ」について、以下の機関等を通じて発信する。
- i) 政府機関
 - ii) 福島県
 - iii) 福島県内の観光協会等
 - iv) 在外日本大使館や総領事館
 - v) 独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、JICA、JF 等の本部及び海外事務所
 - vi) 日系企業が関与している在外商工会、在外福島県人会
 - vii) 在外の日本文化関連団体、日本語学科を有する大学、日本語学校等
 - viii) 日本国内の日本語学校
 - ix) 在日外国人商工会
 - x) 公益社団法人日本青年会議所等
- (b) また、上記の(a)の発信に際しては、パンフレット、PR動画等のコンテンツを復興庁、外務省、経産省等が開発する。
- (c) 一般的に利用されている検索エンジンにおいて「Fukushima」を検索した場合に、ネガティブな検索結果が大半を占めることに対して、ポジティブな福島県の画像が検索されやすくする取組を福島県と検討する。

③県外の居住者（潜在的な旅行者層）への発信

- (a) 放射線に関する正しい知識や食品及び飲料水の安全性について、インターネット、テレビ、電車等における動画広告や新聞広告などメディアミックスを活用して発信を行う。
- (b) あわせて、震災から立ち上がり前を向いて取り組む姿勢や被災者の生の声を発信することで、心を動かす。

（４）風評払拭に向けて取り組むべき具体的な施策

①県外からの旅行者の回復に向けた施策

- (a) 福島県ならではのコンテンツを発信する。特に「ホープツーリズム」等の取組を推進する。

※観光客数の回復が遅れている浜通りに来てもらうためにも有効。

- (b) 福島県と連携し、福島県内の体験プログラムの内容や受け入れ団体の情報を集約して教育関係者（学校、PTA 等）や企業等に対して発信する。

②上記①のうち、教育旅行の回復に向けた施策

- (a) 東日本大震災前に福島県への教育旅行の実績があった地域・学校への働きかけの支援を行う。
- (b) 復興のシンボルとして、J ヴィレッジ（復興した姿）、福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」（放射線教育）等を紹介する。
- (c) 文部科学省等と連携し、全国の PTA 関係者や教育長、教育委員会関係者が集まる場等で教育旅行回復に向けた周知を行う。また、福島県への教育旅行の理解を促すため、PTA 関係者が参加する研修旅行の訪問先として、福島県を選択してもらうように働きかけを行う。
- (d) 教育旅行の実施に関して、旅行業者から学校に対して積極的な提案がなされるよう、観光庁、復興庁及び文部科学省が連携して旅行業界団体に要請を行う。
- (e) 教育機関の求めに応じて、教育旅行の行き先決定前の保護者向け説明会等において、環境省が放射線の正しい知識及び滞在場所の放射線量の状況について、対象の児童生徒及びその保護者に説明する取組を実施する。

③海外からの旅行者の回復に向けた施策

- (a) 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、知名度向上のための東北の魅力発信や外国のメディア・旅行業者の招聘等、福島県を含めた東北を対象としたプロモーションを実施する。
- (b) 外国人観光客を対象とした「ホープツーリズム」を検討する。
- (c) バックパッカーの集まるゲストハウス等において広報パンフレット等を活用した積極的な P R を実施する。

- (d) 外国プレス等に向けて、東京電力福島第一原子力発電所への視察ツアーの提供などを積極的に行う。

④上記③のうち、外国プレス及び在留外国人による「草の根」からの発信に係る施策

- (a) 外国人ブロガーによる現地訪問・取材を通じて福島県の食・農・観光の魅力を発信する。
- (b) 福島県内の在留外国人の取組を在京海外メディアに取材してもらえよう、外国プレスを招聘して、実際に福島県の今を「見て」「食べて」「感じる」現地ツアーを実施する。
- (c) 在留外国人から福島県内の観光地の安全性を出身国へ発信してもらえよう、在留外国人への観光地の安全性等の理解の促進を図る。

参考文献等

- 1 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）「電離放射線の線源と影響 UNSCEAR2008 年報告書」平成 20 年
- 2 公益財団法人 放射線影響研究所ウェブサイト「被爆者の子供における染色体異常（1967－1985 年の調査）」
<https://www.rerf.or.jp/radefx/genetics/chromeab.html>
- 3 国際放射線防護委員会（ICRP）「ICRP Publication 103 The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection」平成 19 年、
原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）
「UNSCEAR 2000 REPORT SOURCES AND EFFECTS OF IONIZING RADIATION」平成 12 年
- 4 国立がん研究センターウェブサイト「わかりやすい放射線とがんのリスク」
https://www.ncc.go.jp/jp/other/shinsai/higashinihon/cancer_risk.pdf
- 5 Preston, D.L.ほか「Studies of mortality of atomic bomb survivors. Report 13: Solid cancer and non-cancer disease mortality 1950-1997」Radiation Research 平成 15 年、
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばく Q & A」
<http://www.nirs.qst.go.jp/information/qa/qa.php>
- 6 公益財団法人原子力安全研究協会「新版 生活環境放射線（国民線量の算定）」平成 23 年 12 月
- 7 同上
- 8 国際放射線防護委員会（ICRP）「ICRP Publication 119 Compendium of Dose Coefficients based on ICRP Publication 60」平成 24 年
- 9 国際放射線防護委員会（ICRP）「ICRP Publication 103 The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection」平成 19 年

- 10 環境省報道発表資料「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について（お知らせ）」平成 23 年 12 月 19 日
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14598>
- 11 野村周平、坪倉正治ほか「Comparison between direct measurements and modeled estimates of external radiation exposure among school children 18 to 30 months after the Fukushima nuclear accident in Japan.」平成 27 年
- 12 第 28 回福島県「県民健康調査」検討委員会「資料 1 県民健康調査「基本調査」の実施状況について」平成 29 年 10 月 23 日
- 13 同上
- 14 福島県ウェブサイト「平成 29 年 9 月分の内部被ばく検査の実施結果」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/242916.pdf>
- 15 同上
- 16 平原史樹ほか「平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）先天異常モニタリング解析による本邦の先天異常発生状況の推移とその影響要因（放射線被ばくの影響、出生前診断の影響等を含む）に関する研究」平成 26 年 3 月、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）「電離放射線の線源、影響およびリスク UNSCEAR2013 年報告書」平成 26 年
- 17 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）「電離放射線の線源、影響およびリスク UNSCEAR2013 年報告書」平成 26 年
- 18 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」平成 26 年 12 月
- 19 震災関連死に関する検討会（復興庁）「東日本大震災における震災関連死に関する報告」平成 24 年 8 月
- 20 原子力災害対策本部「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」平成 23 年 6 月

- 21 首相官邸ウェブサイト「みなさまの安全確保」
<https://www.kantei.go.jp/saigai/anzen.html>
- 22 厚生労働省ウェブサイト「出荷制限等の品目・区域の設定」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001dd6u.html>
- 23 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）「電離放射線の線源、影響およびリスク UNSCEAR2013 年報告書」平成 26 年
- 24 復興庁「風評被害の払拭に向けて」平成 29 年 10 月
- 25 同上
- 26 環境省除染情報サイト <http://josen.env.go.jp/area/index.html>、
環境・循環型社会・生物多様性白書（平成 29 年度版）
- 27 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）
「UNSCEAR 2000 REPORT SOURCES AND EFFECTS OF
IONIZING RADIATION」平成 12 年
- 28 厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html、
農林水産省「食品中の放射性物質の状況について」
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/170808_siryou.pdf
- 29 厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html
農林水産省「食品中の放射性物質の状況について」
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/170808_siryou.pdf
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A」（平成 24 年 3 月 30 日付食安基発 0330 第 1 号）
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf
- 30 厚生労働省ウェブサイト「食品関連の報道発表」
http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/copy_of_copy_of_2r98520000016378.html

国立保健医療科学院ウェブサイト「食品中の放射性物質検査データ」<http://www.radioactivity-db.info/>

- 31 福島県ウェブサイト「農林水産物のモニタリング検査件数及び結果の推移」<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/89-4.html>
- 32 農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/torikumi-8.pdf>
- 33 厚生労働省ウェブサイト「食品関連の報道発表」
http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/copy_of_copy_of_2r98520000016378.html
国立保健医療科学院ウェブサイト「食品中の放射性物質検査データ」<http://www.radioactivity-db.info/>
- 34 農林水産省ウェブサイト「EU による日本産食品の輸入規制の改正について」http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_kaisei_1711.html、EU 官報（Official Journal of the European Union）平成 29 年 11 月 11 日
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2017:294:FULL&from=EN>
- 35 農林水産省ウェブサイト「作物統計」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/index.html>
- 36 一般財団法人日本穀物検定協会「（参考）平成元年産からの特 A ランク一覧表」http://www.kokken.or.jp/data/ranking_specialA.pdf
- 37 桑折町ウェブサイト「24 年連続で「献上桃」指定受ける」
<http://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/3/20170619.html>
- 38 厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html、
農林水産省「食品中の放射性物質の状況について」
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/170808_siryou.pdf
- 39 厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html、

農林水産省「食品中の放射性物質の状況について」

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/170808_siryou.pdf、

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A」（平成 24 年 3 月 30 日付食安基発 0330 第 1 号）

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf

- 40 厚生労働省ウェブサイト「食品関連の報道発表」

http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/copy_of_copy_of_2r98520000016378.html

国立保健医療科学院ウェブサイト「食品中の放射性物質検査データ」<http://www.radioactivity-db.info/>

- 41 福島県ウェブサイト「農林水産物のモニタリング検査件数及び結果の推移」<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/89-4.html>

- 42 農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/torikumi-8.pdf>

- 43 厚生労働省ウェブサイト「食品関連の報道発表」

http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/copy_of_copy_of_2r98520000016378.html

国立保健医療科学院ウェブサイト「食品中の放射性物質検査データ」<http://www.radioactivity-db.info/>

- 44 厚生労働省ウェブサイト「食品関連の報道発表」

http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/copy_of_copy_of_2r98520000016378.html

国立保健医療科学院ウェブサイト「食品中の放射性物質検査データ」<http://www.radioactivity-db.info/>

- 45 IAEA 報告書（2016 年 10 月版及び 2014 年 2 月版）

- 46 厚生労働省報道発表資料「食品中の放射性セシウムから受ける放射線量の調査結果（平成 28 年 9～10 月調査分）」平成 29 年 6 月 23 日 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168166.html>

- 47 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A」（平成 24 年 3 月 30 日付

け食安基発 0330 第 1 号)

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/qa_120330.pdf

48 同上

49 農林水産省「食品中の放射性物質の状況について」

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/attach/pdf/170808_siryou.pdf

50 福島県ウェブサイト「GAP（農業生産工程管理）の普及に取り組んでいます」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021d/kankyounougyou-17.html>

51 福島県教育庁健康教育課「平成 28 年度 学校給食における地場産物の活用状況調査結果」

<http://www.kenkou.fks.ed.jp/kyushoku/28jibasannbutsu.pdf>

52 同上

53 文部科学省「平成 28 年度学校給食栄養報告」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/eiyou/gaiyou/1387573.htm

54 外務省ウェブサイト「グラツィアーノ国連食糧農業機関（FAO）事務局長の訪日」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/es/page23_002028.html

55 福島県ウェブサイト「福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校へ、バス経費の一部を補助します」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>